

東浦町ごみの分別と減量をすすめる会会議録

会 議 名	平成 27 年度第 1 回東浦町ごみの分別と減量をすすめる会	
開 催 日 時	平成 27 年 9 月 16 日（水） 午前 10 時から午前 11 時 30 分まで	
開 催 場 所	東浦町勤労福祉会館 2 階会議室D	
出 席 者	推進員	水野 幸三郎（森岡連絡所長） 大西 多恵（森岡地区住民代表） 谷口 勝（森岡台自治会長） 川東 美穂子（森岡台地区住民代表） 久米 弘（緒川連絡所長） 村松 崇代（緒川地区住民代表） 戸田 宏和（緒川新田連絡所長） 谷本 實（緒川新田地区住民代表） 吉田 錠治（東ヶ丘自治会長） 小貝 松弘（東ヶ丘地区住民代表） 平林 毅（石浜連絡所長） 平林 満江（石浜東地区住民代表） 前田 明弘（石浜中自治会長） 太田 巖（石浜中自治会住民代表） 山田 隆（石浜西連絡所長） 長坂 吉春（生路連絡所長） 神谷 定（生路地区住民代表） 新美 成民（藤江連絡所長） 神谷 治一（藤江地区住民代表）
	事務局	東浦町長 成田 昭二（生活経済部長） 石川 進（環境課長） 畔上 智（環境課環境衛生係長） 片山 皓平（環境衛生係主事）
欠 席 者	推進員	春口 郁子（石浜西地区住民代表）
議 題	1 平成 26 年度ごみ処理量とごみ処理費について 2 不用品回収業者について 3 ごみ出し支援事業の実施状況について 4 その他（報告事項）	
内 容	会議の公開を承認。内容は、別紙のとおり	
傍 聴 者	1 名	

会議内容

環境課長：開式のことば

会議の公開の了承（傍聴者 1 名）

会議中の録音・写真撮影の了承

資料確認

東浦町長：ごみの分別と減量をすすめる会では、各事業の実績等の報告事項が中心になります。皆さんからのご意見もいただければと思いますので、よろしくお願いします。

環境課長：本会議の目的と概要説明。

会議出席者による自己紹介

座長選出

・本会議設置要綱第 5 条の規定により、座長選出を行なう。

石浜連絡所長から緒川連絡所長の推薦あり。異議なし。

緒川連絡所長が座長として承認される。

座 長：あいさつ、議事進行

議題 1 平成 26 年度ごみ処理量とごみ処理費について

事務局：平成 26 年度ごみ処理量とごみ処理費について、事務局から資料 1 に基づき説明した。

・処理量は 11,687.80 トンで、前年度から 229.20 トン減少した。

処理費は住民 1 人あたり 7,527 円、世帯あたり 19,239 円、前年度対比で 1 人あたり 716 円、世帯あたり 1,651 円増加した。

【主な質疑等】

推進員：ごみの排出量は全体的に減少傾向ではあるが、町としての減量目標は設定されているのか。

事務局：東浦町総合計画に、平成 32 年までの長期的な目標値を設定している。可燃ごみ不燃ごみについては、目標どおり減少している。また、資源ごみについては、当初の計画以上に減少している。原因としては、資源ごみの盗難や流出が考えられる。

推進員：前年度の実績に基づき、次年度向けの短期目標を再設定するのか。

事務局：人口の伸び率等、計画策定時の予想と異なっている部分もあるため、目標値の修正にも着手している。

推進員：ごみ処理コストに関する目標値も設定されているのか。

事務局：ごみ処理コストについての目標値は定めていないが、年々上昇傾向にある。

議題2 不用品回収業者について

内閣府が製作したインターネットテレビ「家電製品は正しくリサイクル～違法な不用品回収業者に出さないで！」を視聴。

不用品回収業者について、事務局から資料2に基づき説明した。

- ・近年、一般家庭や中小の事業所から排出される使用済みとなった家電製品等を収集運搬する「不用品回収業者」が増加している。これらの者のほとんどは、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可や市町村の委託を受けておらず、使用済家電製品を回収する行為は廃棄物処理法に抵触する違法なものと考えられる。

- ・「リサイクル料金がかからないから」、「安く処分してくれるから」という理由で安易に不用品回収業者を利用することはやめましょう。

- ・東浦町では家電4品目を除く小型家電は、年1回各地区コミュニティセンターや集会所等で無料回収を行っており、売却している。また、各地区の資源ごみステーションに出されたものについても、搬入された東部知多クリーンセンターでもえないごみの中から、廃家電をピックアップして売却している。

【主な質疑等】

事務局：違法業者のチラシがよく配布されるが、実際に取締りや通報は行わないのか。

推進員：営業の実態がわからない部分も多く、古物商との見分けも難しいため、現状として通報等は行っていない。今後は、被害状況も考慮し警察との連携も含めて、対策を考えていきたい。

環境課長：過去にある違法業者に対し、廃棄物処理法違反であるとし、直接指導及び通告を行なったことがある。しばらくはこの業者の違法回収はなくなったが、今後の動向次第では、再度通告を行なう可能性がある。

違法業者からのチラシが配布された際には、環境課へ情報提供をいただければと思います。よろしくお願いします。

推進員：新聞店の戸別収集を利用すると、各地区子供会への分配金があると聞いたが、実態としてはどういう状況なのか。

事務局：詳細についてはわからない。以前に聞いた話だと、新聞店の戸別収集分が売れたとしても、その利益は新聞店には一切入ってこない。そうなると、子供会への分配金は特に無いのではないかと考えられる。

なお、紙類のごみについては、古くからリサイクル制度が確立されており、廃棄物処理法上、「専物」という扱いになる。そのため、収集運搬業の許可は不要なものとなるため、誰が収集をしても違法にはならない。

推進員：資源ごみの盗難についてだが、最近は朝 7 時ごろにあからさまに、新聞紙等を車に積み込んでいる状況が目撃されている。ごみの盗難被害だけでなく、住民に何らかの被害があつてからでは遅いので、行政としてももう少し対応策を検討してほしい。

事務局：資源ごみの盗難対策として、収集場所を各地区で数か所ずつに集約することも方法として考えられる。しかし、その場合は住民の方がごみ出しにかなり苦勞されるので実施は難しいと考えている。

このような資源ごみの盗難現場を目撃したら、直ちに警察へ連絡してください。

議題 3 ごみ出し支援事業の実施状況について

ごみ出し支援事業の実施状況について、事務局から資料 3 に基づき説明した。

- ・ごみ出し支援事業については、予定どおり平成 27 年 7 月から運用を開始し、8 月末時点での事業対象世帯数は 16 世帯。
- ・7 月の支援回収 15 回、未収集 2 回。
8 月の支援回収 50 回、未収集 7 回。
- ・ごみ出し支援事業の申請と同時に、福祉課の避難行動要支援者名簿に新規登録された人数は 8 名で、支援世帯の半数。
- ・避難行動要支援者名簿の登録については、従来の災害時要援護者登録 154 世帯のうち、継続登録されたのは 8 月末時点で 64 世帯であるのに対し、新規登録世帯は 135 世帯。あわせて 199 世帯となり、福祉課の事業と連携が取れた結果と考えている。

【主な質疑等】

特になし。

その他 報告事項について

- ・粗大ごみ戸別有料収集について、平成 27 年 10 月 1 日からの収集分から、粗大ごみ 1 個につき、1,000 円から 2,000 円に収集手数料の改定を行なう。
- ・現在、東部知多クリーンセンターの新処理施設の建て替え準備を進めている。新処理施設の供用開始は平成 31 年度であり、本町としてはこれを目途にごみ処理の有料化を検討している。手法としては、ごみ処理費用を含むという形で、ごみ袋の値段を上げることで対応していきたいと考えている。それに向け、現在は情報収集等を行なっている状況である。